

1964年	4月	1日	制	定	1996年	12月	3日	改定施行	2015年	8月	27日	改	正	
1965年	1月	1日	改	定	1997年	12月	5日	改	定	2016年	1月	1日	施	行
1974年	11月	21日	改	定	1998年	1月	1日	施	行	2017年	6月	1日	改	正
1977年	9月	30日	改	定	1999年	10月	22日	改	正	2017年	7月	1日	施	行
1980年	2月	8日	改	定	1999年	12月	1日	施	行	2019年	1月	25日	改	正
1981年	1月	1日	改	定	2000年	8月	1日	改	正	2019年	3月	1日	施	行
1990年	10月	23日	改	定	2000年	11月	1日	施	行	2020年	7月	30日	改	正
1992年	1月	1日	改	定	2003年	12月	3日	改	正	2020年	9月	1日	施	行
1992年	7月	21日	改	定	2004年	1月	1日	施	行	2021年	8月	26日	改	正
1992年	9月	1日	施	行	2004年	12月	3日	改	正	2022年	1月	1日	施	行
1993年	7月	21日	改	定	2005年	1月	1日	施	行	2021年	11月	10日	改	正
1993年	10月	1日	施	行	2007年	2月	9日	改	正	2022年	4月	1日	施	行
1995年	5月	24日	改定施行		2008年	1月	1日	施	行	2022年	8月	2日	改	正
1995年	10月	5日	改定施行		2008年	12月	5日	改	正	2023年	1月	1日	施	行
1996年	7月	25日	改定施行		2009年	1月	1日	施	行					

1 総 則

1-1 自動車競技の国際的統轄

国際自動車連盟（以下F I Aと略称）は、自動車競技および記録の向上を助長し、また、それらを統轄するための規則を制定し、かつ、実施する権能を有する唯一の国際的権威であり、また、その実施に当って生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。

1輪、2輪および3輪の車両に関しては、国際モーターサイクリスト連盟（F I M）が、上記と同一の権能を行使することを容認するものである。

1-2 国際モータースポーツ競技規則

F I Aは、前条の権能を正当かつ公平な方法で行使するため、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則（以下「F I A国際競技規則」という。）を制定するものである。

1-3 自動車競技の国内的統轄

F I Aに加盟する国内クラブ (National Club) または国内団体 (National Federation) は、いずれもこのF I A国際競技規則を承認し、かつ、それによって規制されるものとみなされる。この加盟および義務を条件として、F I Aは、一国につき唯一のクラブもしくは唯一の団体 (以下A S Nと略称) が、自国の権限下にある地域の全域において、F I Aの国際競技規則を施行し、かつ、自動車競技を統轄する資格を有する唯一のスポーツ権能者であることを認める。

1-4 スポーツ権能の委任および取消

それぞれのA S Nは、F I Aの事前承認がある場合に限り、F I A国際競技規則により付与せられたスポーツ権能の全部もしくは一部を、自国の他の一個もしくは数個の団体に委任する権利を有する。

A S Nは、F I Aに通告することを条件として、その委任を取消することができる。

1-5 国内競技規則の制定権

いずれのA S Nも、その国内競技規則を制定することができる。その規則は、F I Aに提出することが義務付けられる。

1-6 日本国内の統轄権

- 1) 日本自動車連盟 (以下本連盟と略称) は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技ならびにあらゆる形式のあらゆる仮想、電子自

自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2) 本連盟は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

1-7 国内競技規則の制定および施行

本連盟は、前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するために F I A 国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその細則（以下「本規則」という。）を制定し、施行する。本規則は四輪車以上の自動車が参加し、日本国内で組織され、本連盟が公認する競技のすべてに適用される。

本規則の制定、施行、改正、追補ならびに廃止に関する公示は、J A F が監修するインターネットサイト (<https://motorsports.jaf.or.jp>) において行われる。

2 用語および定義

2-1 概要

以下に掲げる用語、定義および略称は、国内競技規則およびその細則、ならびに、すべての特別規則において使用せられ、かつ、一般的に使用されるものとする。

2-2 F I A

国際自動車連盟 (Federation Internationale de l'Automobile) の略称であり、公認の各国自動車団体によって構成される唯一の国際的機関である。(F I A国際競技規則第1条1項、第20条参照)

2-3 A S N

F I Aによって公認された各国内の自動車スポーツを統轄する団体 (Autorite Sportive Nationale) の略称である。

2-4 J A F

日本自動車連盟の英語名 (Japan Automobile Federation) の略称である。

2-5 登録クラブおよび団体

登録クラブおよび団体とは、本連盟に登録された国内の自動車スポーツを行うクラブおよび団体をいう。(4-2参照)

2-6 自動車

直線上に並べられていない少なくとも4個以上の車輪によって、地面（あるいは氷）と接触して走行する車両で、少なくとも2個の車輪が操向を確保し、また少なくとも2個の車輪が推進を確保するもので、その推進力と操舵装置が搭乗する運転者によって常時かつ全体的に操作されるもの。

2-7 気筒容積

一個または数個のエンジン気筒内で、ピストンの上下運動により生ずる排気量をいう。この容量は立方センチメートルで表わし、かつ、気筒に関する計算における円周率 π は3.1416とする。

2-8 クラス区分

自動車のエンジン気筒容積、もしくは国内競技車両規則に基づく自動車の区分。

2-9 競 技

レース、ラリー、スピード競技および記録挑戦、または自動車が参加して行われ競技的な性格をもっているか、あるいは成績の結果を発表することにより競技的性格を帯びる一切の行事をいう。

2-10 国際競技

その競技が国籍の異なる競技参加者および競技運転者の参加が許される場合には、その競技は国際競技である。競技参加者および競技運転者の国籍は、その者に対しF I A許可証を発給したA S Nの

国籍とする。(2-39 参照)

国際競技は国際スポーツカレンダーに必ず登録されなければならない。

2-1 1 国内競技

その競技が本連盟統轄下で開催され、本連盟発給の競技許可証(8-7 参照)を所持する競技参加者および競技運転者に限って参加が許される場合は国内競技である。

本連盟公認の下に開催される国内競技は、その年度の J A F のスポーツカレンダーに登録されなければならない。

また、本連盟は、本連盟以外の A S N 発給の競技許可証を所持する競技参加者または競技運転者が本連盟公認の国内競技に参加することを認める場合がある。ただし、参加を認める競技および条件は別途本連盟が決定する。(F I A 国際競技規則第 2 条 3 項参照)

2-1 2 制限付競技

国際競技もしくは国内競技で、それに参加するためには競技参加者もしくは競技運転者が 2-10 あるいは 2-11 に定められている以外の条件を満たさなければならない場合には、その競技は「制限付」と称される。例えば、招待参加による競技は制限付競技となる。

2-1 3 クローズド競技

本連盟の競技許可証を所有し、その競技を組織する 1 つまたはいくつかのクラブの会員のみが参加するときは、クローズド競技という。

クローズド競技は数個のクラブが共催の形で行うことができる。

2-14 ラリー

ラリーには2種類ある。

1) 第1類ラリー（スポーツ競技会と見なされるもの）

各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさをもつばら順位判定の要素とする形式のもの（アベレージラリー）、または、1つ以上のタイムトライアル区間（スペシャルステージ）を設定し、当該区間における速さを順位決定の主たる要素とし、それ以外の区間は主として移動を目的とする走行に充てる形式のもの（スペシャルステージラリー）、あるいは、これら2つの形式を組み合わせて実施しその総合成績により順位を決定する形式のものがある。

ラリー競技には、全車両がそこを走行しなければならない単一ルートからなるものと、あらかじめ指定された単一の集合地点（ラリーポイント）に集まる複数のルートからなるものがあり、後者には、その後さらに共通のルートが続くものとそうでないものがある。

2) 第2類ラリー（ツーリング集会）

あらかじめ定められた地点に参加者を集合させる目的をもって開催される行事。第1類ラリーと区別するために、第2類ラリーには「ツーリング集会」という語を副題として必ず付さなければならない。第2類ラリーのルートは必ずそれを走行しなければならないとすることができるが、ただ所定の諸地点で検問を受けなければならないと、かつ、走行中は参加者に対し平均速度の制限を課することはできない。スピードトライアルを除き1個または数個

の付属トライアルを第2類ラリーのプログラムの中に入れることができるが、その付属トライアルは到着地点においてのみ行うことができる。この第2類ラリーは賞金の授与の対象とすることはできない。

本連盟がツーリング集会の特別規則を承認した場合には組織許可を必要としない。また、参加者は競技許可証を所持する必要はない。

2-15 競技会

1個もしくは数個の競技、または数種の記録挑戦を内容とする競技参加者および競技役員の集会。

2-16 レース

同一コース上において2台以上の車が同時に発走し、速度または予め決められた時間内での走行距離が順位判定の決定的要素となる競技。

2-17 スピード競技

各車が定められたコース上を個別に走行し、個々の記録を順位判定の要素とする競技。

2-18 オーガナイザー（主催者）

競技会またはその他の行事の開催を発起し、競技等を組織・運営するJAF、JAF登録クラブ・団体をいう。

2-19 組織許可証

スポーツ権能の保有者である本連盟により発給され、競技の開催を許可する文書。

2-20 組織委員会

その競技の実質的組織、ならびに特別規則の実施のために必要なすべての権能を競技会のオーガナイザーにより委任され、スポーツ権能の保有者である本連盟によって承認された3名以上よりなる集合体。

組織委員会の委員は、その競技会において競技参加者あるいは競技運転者となることはできない。

2-21 特別規則書

競技会の詳細を規定するために本規則に則ってオーガナイザーが本連盟の承認を得て発行する競技会の規則書。

2-22 公式プログラム

競技の組織委員会により作成され、かつ、その競技の実施内容について一般に通報するためのあらゆる事項を包含するに必須な公式文書。

2-23 コース

競技において競技運転者が走行する路程。

2-24 トラック

競技または記録挑戦のため、常時もしくは、臨時に使用されるコース。

2-25 オートドローム

常設のトラックで、特に、高速で走行できるように路面勾配を有するものはオートドロームと呼称される。

2-26 マイルおよびキロメートル

メートル法により、1マイルは1.609344キロメートルとし、1キロメートルは0.62137マイルとして換算測定する。

2-27 記録挑戦による記録

規則により規定されている特別の条件の下に達成された最高の成績。(7およびF I A国際競技規則付則D項参照)

- 1) **地区記録**：競技参加者の国籍いかんに関係なく本連盟によって承認された常設または臨時のトラックにおいて樹立された記録。
- 2) **国内記録**：競技参加者の国籍に関係なく、日本国内において樹立された記録で本連盟により公認されたものである。

国内記録は、その記録挑戦に適格な車両の規格が細区分されたクラスのうちの一つで獲得した最高記録である場合には「国内クラス記録」と呼ばれ、また、クラス区分を考慮しない最高記録である場合には「国内絶対記録」と呼ぶ。

- 3) **国際記録**：国際記録とは、所定のクラス区分またはグループ区分で達成された最高の成績を意味する。この国際記録には、自動

車に対するもの、特殊車両に対するもの、ならびに対地効果車両に対するものがある。

4) **世界記録**：クラスのいかに関係なく最高の成績としてF I Aにより公認された記録。

5) **記録保持者**：個々の挑戦において樹立された記録に関しては、挑戦許可書の名義人であり、かつ、その公認申請書の署名人をもって記録保持者とする。競技会中において樹立された記録に関しては、それによって当該成績が樹立された自動車の使用名義人である競技参加者（2-33 参照）をもって記録保持者とする。

2-28 スタート

スタートとは、単独の競技運転者または同時に出発する複数の競技運転者に対し、出発の合図が与えられた瞬間をいう。

2-29 コントロールライン

その個所を車両が通過するときに計時されるところの線をいう。

2-30 スタートライン

計時の有無いかんにかかわらず、最初のコントロールラインをいう。

2-31 フィニッシュライン

計時の有無いかんにかかわらず、最終のコントロールラインをいう。

2-3 2 ハンディキャップ

競技参加者に対して公平を期するために競技の特別規則に定められた規制方法である。

2-3 3 競技参加者

本連盟の競技参加者許可証を所持し、その競技への参加を正式に受理された個人または団体をいう。

2-3 4 競技運転者

本連盟の競技運転者許可証の所持者で、その競技会で競技車両を運転する者をいう。

2-3 5 競技同乗者

特別規則に義務づけられた場合、競技運転者以外に自動車に搭乗する者であって、その装身具を加えた体重が 60 キログラム以上でなければならない。

2-3 6 競技許可証

本規則に則って開催される競技への参加希望者に対して本連盟により発行される登録証明書である。競技参加者許可証および競技運転者許可証の所持者は本規則を承知し、かつこれを厳守しなければならない。(スポーツ資格登録規定参照)

2-3 7 競技許可証番号

競技参加者許可証および競技運転者許可証に記載されている番号

である。

2-38 競技許可証所持者登録名簿

本連盟は、競技参加者許可証または競技運転者許可証を発行する際は、個々に番号を付して本連盟に登録した上で発行する。

2-39 スポーツ国籍

本規則にいう競技参加者または競技運転者の国籍は、それらが最後に競技許可証の交付したASNの国籍とする。

2-40 サーキットまたはコース許可証

FIAにより承認されたサーキットまたはコースの許可証は国際サーキットまたはコース許可証といい、本連盟によるものは国内サーキットまたはコース許可証という。

2-41 出場停止（失格）

出場停止（失格）とは、その対象となる者に対し、特定の1個の競技または同一の競技会の数個の競技への参加を禁止することをいう。

2-42 資格停止

資格停止とは、その対象となる者に対し、その資格停止を宣告したASNの国内における競技、ならびにFIAの統轄のもとにあるすべての国におけるあらゆる競技に参加する資格を一時的に剥奪することをいう。

2-4 3 資格取消

資格取消とは、その対象となる者に対し、11-21 および 13-8 に規定する場合を除き、すべての競技に参加する資格を決定的に剥奪することをいう。

2-4 4 公認審判員許可証

本規則に則って開催される競技の公正を期するため、競技を監督し、執行する者に対して発給される登録証明書。(スポーツ資格登録規定参照)

2-4 5 ヒート

特別規則の規定に従い、単一の競技を距離または時間で分割し、その総合成績により、順位判定を行う競技形式。

2-4 6 練習・模範走行行事

競技運転技術の向上あるいはその模範を示すことを目的として行われる行事をいう。練習・模範走行行事には、競技の要素を含むことなく、賞典を定めず、計測が行われてもその結果を公表せず、かつ車両は同時スタートを伴ってはならない。

また、当該行事が競技の形式をもつ場合でも、予め行事の詳細について本連盟に文書で申告がなされ、その行事を競技とはみなさない旨を認められ、かつ当該行事が申告通りに行われた場合、これを競技とはみなさない。

3 競技-総則

3-1 国内競技規則適用の一般的条件

本規則は、国内で開催される本連盟公認の競技に適用される。ただし、国際競技にはF I A国際競技規則および本規則が適用される。

F I Aまたは本連盟においてなされた安全性に関わる理由に基づく規則改正については、その公示を待たずに効力を発することができる。

3-2 競技会の開催

国内における競技は次の団体によって組織される。

- 1) 本連盟
- 2) 本連盟に登録されたクラブおよび団体

3-3 公式文書

いかなる競技も公式文書を設定することを要し、特に、特別規則書（2-21 参照）および公式プログラム（2-22 参照）は、必ず作成しなければならない。

公式文書中に本規則に相反する条項がある場合には、その条項は無効とする。ただし、記録挑戦についてはこの限りではない。

3-4 公式文書に記載されなければならない条文

競技会の特別規則書、公式プログラム、参加申込用紙などのすべての文書に、明確に、国際競技の場合は『F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠した日本自動車連

盟（J A F）の国内競技規則およびその細則に従って開催』の条文を記載しなければならない。

国内競技の場合は、『F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則に従って開催』の条文を記載しなければならない。

3-5 規則の精通および遵守

競技会を組織し、あるいはこれに参加しようとするすべての個人、団体は、本連盟に組織許可証、競技参加者許可証または競技運転者許可証の交付を申請し、また競技に参加するにあたっては、次の条項を心得かつ承諾しているものとみなされる。

- 1) 本規則に精通していること。
- 2) 本規則に無条件に従うこと。
- 3) 本連盟の書面による同意を得ない限り、本規則に定められているもの以外の裁判所に対して規則（11 参照）など本規則に関連して提訴しないこと。
- 4) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員（10-1 参照）に対していかなる責任をも追求しないこと。
- 5) 競技参加者、競技運転者ならびに同乗者は、競技もしくは公式練習中に、各自の自動車運転、その他の行動に関連して発生した事態について他の競技参加者、その使用人または代理人に対して、いかなる責任をも追求しないこと。

3-6 認識されていない競技

日本国内において、本規則に準拠することなく組織または開催する自動車競技は、認識されていない競技とみなされる。なお、本規則に準拠しないこのような競技が公認された競技会に含まれているときは、この組織許可は無効となることがある。その場合オーガナイザーは競技参加者から受け取ったすべての参加料を返還しなければならない。

3-7 競技の延期または中止

競技会または競技会のうちに含まれる競技は、延期もしくは中止の規定が特別規則に規定されている場合、あるいは、競技会審査委員会が保安上もしくは不可抗力の理由で延期を決定した場合を除いては延期または中止することができない。延期または中止の場合には参加料は返還されなければならない。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

4 競技—組織細則

4-1 オーガナイザーの責任

オーガナイザーはその権限と義務を組織委員会に委託することができるが、その場合でも最終的な責任はオーガナイザーがとらなければならない。

4-2 クラブおよび団体の登録

公認競技を開催しようとする各クラブおよび団体は、所定の登録申請用紙によって申請料を添えて、本連盟に登録を申請しなければならない。

4-3 関係官庁による承認

競技が道路あるいはトラックのいずれかで開催される場合でも、オーガナイザーは必要な場合にはあらかじめ関係官庁から承認を得ていなければならない。競技が道路上で行われる場合には道路交通法が遵守されなければならない。競技参加者が競技中に交通法規に違反すれば本規則違反とみなされる。

4-4 組織許可および承認

あらかじめ組織許可が免除されている場合を除き、いかなる競技会も本連盟の組織許可を得なければ開催することはできない。本連盟は必要に応じて組織許可に条件を付与し、または拒否し、あるいは許可を取り消すことができる。(自動車競技の組織に関する規定参照)

4-5 組織許可の申請

組織許可の申請は、本連盟の定める「自動車競技の組織に関する規定」に従い、所定の方法によって申請しなければならない。

4-6 組織許可料

公認競技の組織許可料は、本連盟の定める自動車競技に関する申請登録等手数料規定に規定する。

4-7 組織許可の免除

本連盟は、適当と認められる場合に限り、組織許可を免除することができる。(自動車競技の組織に関する規定参照)

4-8 特別規則の内容

競技会の特別規則は次の事項を内容とする。

- 1) 3-4に規定する条文。
- 2) 競技会の名称、競技種目および格式。
- 3) オーガナイザーの名称、所在地、代表者氏名。
- 4) 競技会の場所、日程。
- 5) 組織委員、競技会審査委員、競技長の各氏名。
- 6) 競技の細目、競技車両の詳細、競技参加者および競技運転者の資格ならびに定員。
- 7) 参加申込の受付開始および締切日ならびにその場所と方法。(4-13、4-16 参照)
- 8) 参加料の金額。(4-13 参照)
- 9) 競技運転者指名の最終期日を設ける場合はその特別事項。(4-13

参照)

- 10) 保険に関する細目。
- 11) 競技運転者の交代または自動車の交換が許される場合はその特別事項。(4-25、8-12 参照)
- 12) 参加車両の公式検査の日程。
- 13) 公式予選の日時、方法。
- 14) スタートの日時、方法およびハンディキャップの規定ならびにスタート合図の方法。(6-7 参照)
- 15) スタートおよび競技中における競技運転者の反則等に対して課せられる罰則規定。
- 16) 競技中の燃料補給に関する規定。
- 17) 抗議に関する特別事項。(12 参照)
- 18) 延期、中止に関する特別事項。(3-7 参照)
- 19) 賞典の方法および各競技ごとの賞の細目。
- 20) 決勝審判の方法ならびに順位判定の方法。
- 21) その他競技会の運営に必要とする本規則に則った事項。

4-9 特別規則の変更

競技会の参加申込の受付後は特別規則の変更は認められない。ただし本連盟または競技会審査委員会とすでに参加を申請した競技参加者全員がその変更に同意した場合、あるいは競技会審査委員会が保安もしくは不可抗力のために決定した時には変更が可能である。

4-10 公式プログラムの内容

競技会の公式プログラムには明瞭に「公式プログラム」と表記し、次の事項を記載するものとする。

- 1) 3-4に規定する条文。
- 2) オーガナイザーの名称および組織委員の氏名。
- 3) 競技会の場所および日程。
- 4) 競技のタイムスケジュールおよび簡単な説明文。
- 5) 競技参加者と競技運転者の氏名ならびに各競技車に付けられる識別用番号と色別。
- 6) ハンディキャップを設ける場合はその規定。
- 7) 各競技ごとの賞の細目。
- 8) 競技会審査委員の氏名（本連盟により指名された審査委員がいる場合はその点を明記）、競技長および競技役員の氏名、審判員がいる場合はその氏名。

4-1 1 競技参加

競技参加者とオーガナイザーとの契約は、本規則ならびに特別規則によって参加申請が受理されたことによって成立する。これによって競技参加者は不可抗力による場合を除いて必ず競技に参加することを義務づけられ、一方オーガナイザーは競技参加者が競技に参加するためにあらゆる努力をほらうことを条件に、その競技参加についての契約事項を十分に果たすことを義務づけられる。この契約に違反することは本規則の違反とみなされる。

4-1 2 出場に関する紛糾

競技参加者とオーガナイザーの間にすでに受理された参加、または競技運転者の登録に関して、抗議以外の紛糾が起こった場合は、13に規定されている控訴権に従い、その裁定を本連盟のモータースポーツ審査委員会（本連盟がオーガナイザーの場合は本連盟のモー

タースポーツ中央審査委員会)に申し込む。競技開催日までに裁定ができない場合であっても、競技参加を受理されている競技参加者、または競技運転者として登録されている者がその競技に出場しない場合は、本規則の違反とみなされる。ただし、モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会がそのような不出場に対して正当なる理由があることを証明し、これを了承した場合はこの限りではない。(8-14 参照)

4-1 3 参加申込の開始

オーガナイザーは、競技会の組織許可申請が受理された翌日から参加資格を有する競技参加者に参加申込を求め、受付かつ受理することができる。参加申込者は申込用紙に記入事項を記載署名をなし、参加料を要する場合は必ずこれを添えて締切前にオーガナイザーに提出する。

4-1 4 参加申込書の内容

参加申込書は次の内容を含む。

- 1) 3-4に定める条文。
- 2) 競技参加者、競技運転者の住所氏名、および競技参加者、競技運転者、同乗者の許可証番号の記入。特別規則によって認められれば競技運転者および同乗者の氏名の記入は参加申込の後で行ってもよいが、責任追求や賠償要求に関して本規則が要求する誓約あるいは4-15の規定に定める署名をしなければ競技に参加することはできない。
- 3) 参加申込は競技参加者の代理人によって提出できるが、署名は競技参加者自身のものでなければならない。

- 4) 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員が18歳未満であるときは、当人の親または保護者の同意の署名。
- 5) 4-15の規定に基づく誓約と署名。ただし、競技運転者、同乗者およびピット要員のこれらの書式と署名は申込書とは別の用紙で行ってもよい。
- 6) 特別規則によって規定されたその他の申込書記入事項。

4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名

- 1) 競技参加者および競技運転者、同乗者およびピット要員はそれぞれ競技参加にあたり、次の誓約文に署名しなければならない。

「私は、本大会特別規則をはじめF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則、国内競技規則およびその細則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。

以上、誓約いたします。」

- 2) 8-7の3)項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名

しなければならない。

「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような障がいがある場合は、この旨を一般社団法人日本自動車連盟（JAF）に申告し、障がい者に対する競技運転者許可証を交付されていないければ、競技に参加することはできないということを承知しております。」

- 3) 前項 1) および 2) に規定する誓約文については、18歳未満の参加申込者の場合は、本人の親または保護者が連記署名しなければならない。

4-16 参加申込の締切

参加申込の締め切りの日時は必ず特別規則書に記載されなければならない。参加申込の締め切りは、国際競技の場合は少なくとも競技会の開催日より7日以前でなければならない。

国内競技の場合は少なくとも競技会の開催日より1日以前でなければならない。クローズド競技についてはこの限りではない。

4-17 ファクシミリ等による参加申込

参加登録の申込は、ファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。ただしその場合は、それが参加登録の申込の締切のため定められた時間以前に発せられなければならない。また、必要とする参加料が送金されていることを条件とする。当該通信手段（ファクシミリ、eメールなど）に記載されている発信の時間をもって日時の証拠とする。

4-18 虚偽または不正記入のある参加申込

虚偽または不正記入を含んだ参加申込は無効であり、その場合、申込者は本規則違反とみなされ、参加料は没収されるものとする。

4-19 参加申込の拒否

組織委員会は、その理由を示すことなく参加申込の拒否を行うことができる。この拒否の決定は最終的なものであり異議申立は認められない。

本規則に則って参加申込が拒否されるときには、参加料は返還され速やかに参加申込者に通知されなければならない。

4-20 参加申込の条件付受理

本規則に則り、特別規則には条件付で参加申込を受理できる旨を規定してもよい。その場合は、速やかに参加者に通知しなければならない。

4-21 参加申込書の受理通知

特別規則に特に規定されていなければ、オーガナイザーは参加申込書を受付けたのち、速やかに受理通知する。定員を超えて申込があった場合には特別規則に規定する方法で選定する。その方法が規定されていないときには、申込順または何らかの方法でオーガナイザーが決定する。

4-22 参加受理の公表

オーガナイザーは、正式に参加受理を決定しないうちに競技参加

者または競技運転者の氏名を公式プログラムに加えたり公表したりしてはならない。なお条件付で参加を認められている場合には、その旨を記載しなければならない。また、参加受理の公示は参加申込締切日後、速やかに行われなければならない。特別規則に規定されている場合は、それに従い行われること。

4-2 3 条件付参加受理

参加者が4-21 に定められた条件によって選定に洩れた場合には、オーガナイザーの同意を得ることによって条件付参加者としての参加受理が認められる。

4-2 4 同一車両の重複参加

一つの競技に1台の車両は一度だけしか参加申込ができない。ただし本連盟が特に同一車両の重複参加を認めた場合は同一競技運転者によって運転されてはならない。

4-2 5 自動車の交換

参加申込書の記入事項と相違する自動車がある場合、公式プログラムの発表後であっても競技会審査委員会は特別規則に規定する規格に一致し、同一部門の同一クラスの他の自動車に交換することを許可することができる。

4-2 6 公式通知

特別規則の発表後に起こった問題を処理するために、オーガナイザーは競技参加者、競技運転者に対して公式通知をもって指示することができる。ただし、それは特別規則および本規則に反するもの

であってはならない。

4-27 保 険

オーガナイザーは、自動車競技の組織に関する規定に基づいて保険をかけなければならない。本連盟または競技会審査委員会はオーガナイザーに対して保険証書の提示を求めることができる。

4-28 競技参加者の公式名簿

オーガナイザーは、遅くとも競技開始前までに競技参加者および競技運転者の公式名簿を本連盟または競技会審査委員会に提出し、特別規則に規定された方法で各競技参加者にこれを公表しなければならない。

4-29 成績発表

オーガナイザーは、競技終了後できるだけ速やかに競技結果成績を各競技参加者に発表するものとする。また競技会終了後 14 日以内に本連盟に正式競技結果成績表を提出するものとする。

4-30 賞金等の授与

オーガナイザーは、特別規則に規定していない場合は、競技の最終成績が判明してのち 3 週間以内あるいは本連盟が指示する期限までにすべて賞金等の授与を行わなければならない。

5 競技コース

5-1 道路上の競技コース

競技に使用される道路の選定には本連盟の承認を必要とする。競技上のコースの承認申請は、走路と距離を正確に示すコース詳細図を添えて本連盟に提出しなければならない。

5-2 道路上の走路距離測定

記録挑戦以外の競技に使用するコースは、その距離が5キロメートル以内ならば公認測量士によって道路の中央線に沿い計測されなければならない。5キロメートルを超える場合は、権威ある機関によって測量された5万分の1以上の地図によって測定する。

5-3 サーキットまたはコースに対する国際許可証

常設または臨時のサーキットまたはコースに対する国際許可証を取得するには、本連盟を通じてF I Aに対し申請を行わなければならない。(国際許可証の様式はF I A国際競技規則付則A項参照) F I Aは一つのサーキットまたはコースに対し、1回あるいは数回の競技に有効な許可証を発給し、あるいは、それが常設サーキットまたはコースの場合には当該年度の12月31日まで効力を有する許可証を発給することができる。本連盟はF I Aと協議のうえ、不相当と判定した場合には許可証の発給を拒否し、もしくは取り消すことができる。

5-4 サーキットまたはコースに対する国内許可証

本連盟は、競技会に使用される常設または臨時のサーキットまたはコースに対しては、5-3の条件に準拠して国内許可証を交付することができる。本連盟は、不相当と判定した場合には理由を述べることなく国内許可証の発給を拒否し、もしくは取り消すことができる。国内サーキットまたはコースは、国際競技、世界または国際記録挑戦に使用することはできない。

5-5 サーキットまたはコース許可証の記載文

F I A認可の許可証には、走路の距離と国際または世界記録挑戦に使用され得るものであるかどうかを記載する。本連盟認可の許可証は、その走路の距離とそれが国内記録挑戦に使用され得るものであるかどうかを記載する。許可証はまた、その独自の規定を含み使用者はすべてこの規定を周知しているものとみなされ、かつ遵守しなければならない。

5-6 サーキットまたはコース許可証の提示

許可証は、その有効期間中施設内で目につく場所に提示しなければならない。

5-7 常設または臨時のサーキットまたはコースが充たすべき条件

常設または臨時のサーキットまたはコースが充足すべき条件は、F I Aおよび本連盟の定める規定によりその都度決定されるものとする。

5-8 サーキットまたはコース許可料

本連盟が発給する許可証に対して支払われる金額は、「自動車競技に関する申請・登録等手数料規定」による。

6 スタートおよびヒート

6-1 スタート

1) スタートとは、単独の競技運転者または同時に出発する複数の競技運転者に対し、出発の合図が与えられた瞬間をいう。計時を行う場合には、スタートをもって開始する。

スタートには3種類ある。

1. ランニングスタート
2. ローリングスタート
3. スタンディングスタート

2) 競技運転者は、スタートの合図が発せられた瞬間に出発したものとみなされる。いかなる場合においてもスタートの合図は繰り返して行ってはならない。

3) 記録挑戦以外の競技については、そのスタートの種類を必ず特別規則に規定しなければならない。

6-2 スタートライン

1) 記録挑戦およびランニングスタートならびにローリングスタートによる競技については、そのスタートラインは車両が通過することをもって計時が開始される基準線をいう。

2) スタンディングスタートによる競技のスタートラインは、車両（または、必要な場合には各競技運転者）が出発前に指示された定位置をもって基準線とする。特別規則には、スタート前のすべての車両の位置ならびにその位置を決定するために用いられる方法を規定しなければならない。

6-3 ピットからスタートする場合の周回数

- 1) スタートライン通過後に位置するピットの場合：スタート合図が与えられた後、スタートラインを最初に通過した時点で1ラップを完了したものとみなされる。
- 2) スタートライン通過前に位置するピットの場合：スタート合図が与えられた後、スタートラインを2度目に通過した時点で1ラップを完了したものとみなされる。

6-4 ランニングスタート

ランニングスタートとは、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にある場合をいう。

6-5 ローリングスタート

ローリングスタートとは、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にある場合をいう。特別規則に別途規定されていない限り、車両はグリッドの順番を保ったままオフィシャルカーによりスターティンググリッドから先導される。オフィシャルカーがトラックから退去した後、スタート合図が出されても特別規則に別途規定されていない限り、スタートラインを車両が通過するまではレースはスタートしたものとみなされない。すべての車両はスタートラインを通過するまで、グリッドの順番を保たなければならない。

6-6 スタンディングスタート

スタンディングスタートとは、スタート合図が出される瞬間において車両が静止の状態にある場合をいう。

- 1) スタンディングスタートによる記録挑戦については、静止している車両は、スタートラインを通過する瞬間に計時装置を始動させるようになる車両の部分がそのスタートラインよりも 10センチメートルだけ後方に寄るように配置されなければならない。その車両のエンジンはスタートに先だって始動されているものとする。
- 2) スタンディングスタートによるその他の競技については、スタートに先だってエンジンを始動しておくか、もしくは停止しておくかに関し、特別規則によって規定しておかななければならない。
- 3) 単独スタートまたは同時スタートの車両について、自動計時装置によって計時が行われる場合は、その車両は、スタンディングスタートによる記録挑戦について上段で述べたところと同様に車両の位置を定められるものとする。

手動の記録装置もしくは時計によって計時が行われる場合には、その車両はその前輪タイヤの接地部分がスタートライン上にあるように車の位置を定められるものとする。

- 4) スタートラインの位置にかかわらず、特別規則で各競技運転者のスタート位置を規定した場合であっても、計時はスタートの合図が行われた瞬間に開始される。

クローズドサーキットにおいては、各競技運転者のスタート位置に関係なく、第 1 周目終了時より各車両がコントロールラインを横切るときに計時が行われる。

- 5) スタートグリッドの最終発表が行われた後では、スタート不能車両のグリッドは空けたままにしておき、その他の競技運転者の公表されたグリッドの位置は変更できない。

6-7 スタート合図員の命令

競技運転者および自動車は、スタート旗が上げられる瞬間から振りおろされる瞬間までスタート合図員の命令下におかれる。スタート旗の上げ下げは他の適当な信号を伴ってもよく、あるいはそれに代えても差し支えない。その車両と共にスタート合図員の命令下に入るのに遅れた競技運転者は、いずれもスタートを行わなかったものとみなされる。

6-8 反則スタートに対する罰則

スタート合図員の命令下に入っている競技運転者が、所定のスタート合図以前に自己に割り当てられた位置から前進した場合には反則スタートとなる。

- 1) 同時スタートの場合には、反則スタートを行った競技運転者はいずれも、その者がその競技コースを完走するのに要したタイムに対し、罰則として1分が加算されるものとする。その罰則はただちにその反則者のピットに通告されなければならない。(10-20-1 参照)
- 2) 自動計時装置によらない単独スタートの場合には、反則スタートを行った競技運転者は所定の競技コースを完走するに要したタイムに対し、罰則として1秒が加算されるものとする。
- 3) 特別規則に規定されている場合には、競技会審査委員会は、前記の罰則をより重くすること、または他の罰則（例えば、ストップアンドゴーやドライビングスルーなど）を課すことができるが、その限度は同規則書に予め定められている範囲内に限られる。

6-9 ヒート（分割競技）

競技はヒート制スタートを採用することができるが、その構成は組織委員会が決定し、事前に特別規則、公式プログラムに発表されなければならない。ヒート制スタートの構成は、必要な場合には競技会審査委員会のみがこれを変更することができる。

6-10 同着

同着の場合には、同順位の競技運転者はその区分におけるその順位に与えられる賞および次の処分できる賞を分割しなければならないが、関係競技者のいずれもが同意する場合には、競技会審査委員会は問題の競技運転者のみの間で、改めて競技を行うことを許し、かつ、その新たな競技の条件を定めることができるが、いかなる場合にも当初の競技をやり直すことはできない。

7 記録—総則

7-1 判定

本連盟は、日本国内で達成された記録の公認申請について判定を行うものとする。国際記録または世界記録の公認申請は本連盟によってF I Aに対し提出され、その判定はF I Aが行うものとする。

7-2 記録樹立の資格を有する車両

それぞれの国際記録は、F I A国際競技規則第 20 条の定義に適合する車両によってのみ樹立することができる。

7-3 公認記録

公認記録とは、地区記録・国内記録・クラス別国際記録・世界記録（2-27 参照）のみをいう。1 個の同じ記録は区分けされた分類により数種類公認される場合がある。

トラックで樹立された記録と道路で樹立された記録との間にいかなる差別も置かない。

7-4 クラス別に制限される記録

そのクラスにおける記録を樹立、もしくは更新した車両は、それによって該当する世界記録を樹立することとはなるが、上位のクラスにおける同じ記録を打破したこととはならない。

7-5 公認タイムおよび距離

国内記録、国際クラス記録および世界記録については、F I A国

際競技規則付則D項（記録挑戦に関する規定）に掲げるタイムおよび距離によらなければ、それは公認されない。本連盟はあらゆる種類の地区記録を公認することは自由である。その距離についての記録に関する本規則の規定に従って走行されず、時計の計時を無視するレースを「キロメートルスピードトライアル」「マイルスピードトライアル」その他類似の名称によって開催することは許されない。

7-6 レース中に樹立された記録

レース中に樹立された記録は、いかなるものも公認されない。

7-7 記録挑戦

記録挑戦を行うことができる条件は、F I A国際競技規則付則D項において細目について説明する。

7-8 国際記録および世界記録の公認条件

国際記録、または世界記録は、その記録挑戦が、F I Aの加盟国内で行われたものでなければ公認されない。ただし、例外の場合として、加盟国ではないがF I A国際競技規則第3条1項に定める特別許可を得ている場合には、その限りではない。その成績は、従来の記録に比較して、1時間あたりマイルまたはキロメートルで示す平均速度を1パーセント以上、上回るものでなければならない。いかなる場合においても、国際記録または世界記録は、記録挑戦がF I Aにより公認されているコースにおいて行われたものでなければ公認されない。

7-9 記録の登録

本連盟は、国内において樹立、または更新された記録の登録を保持し、かつ要求に応じ、国内または地区記録の証明書を発行することができる。これに対する料金は本連盟に対し支払うものとする。F I Aは、クラス別の国際記録および世界記録の登録を保持し、かつ、要求に応じ、その記録の証明書を発行するが、それに対しては料金をF I Aに対し支払うものとする。本連盟あるいはF I Aに対し支払う証明書の料金の金額は、毎年本連盟およびF I Aによって定められるものとする。

7-10 記録の発表

公認されるまでの間は、容易に読みとることができる書体をもって「公認申請中」と明記しない限り、いかなる商業的広告も関係者はこれを行うことはできない。この規定に違反した場合は、本連盟によって罰則が課せられることを妨げることなく、その記録の公認は自動的に拒否されることとなる。

8 競技参加者および競技運転者

8-1 競技参加者および競技運転者の登録

競技会に参加する者または運転者（2-33 および2-34 参照）は、本連盟が発給する正式の競技許可証を所持しなければならない。競技運転者が同時に競技参加者である場合は、競技参加者許可証を併有しなければならない。（8-2 参照）

また、本連盟は、規定に従いクローズド競技については許可証所持の免除を認めることができる。

8-2 競技許可証の発給

- 1) 競技許可証には競技参加者許可証と競技運転者許可証があり、それはまた国際許可証と国内許可証とに分かれる。
- 2) 本連盟は、日本国民およびF I A加盟国の国民でそのA S Nから事前承諾を得た者、ならびにF I A非加盟国の国民でF I Aの承認を得た者に対し競技許可証を交付する。
- 3) 競技運転者許可証は、本連盟が定める審査基準によって審査のうえ発給される。

8-3 許可証の所有制限

競技参加者許可証および競技運転者許可証は、1カ国のA S Nのみによって交付され得るものであり、本連盟は同一人に対して各1通の競技参加者許可証または競技運転者許可証を交付できる。なお、同一年度において2カ国以上のA S Nから許可証の交付を受けてはならない。

8-4 許可証の発給拒否

本連盟は、申請された許可証に適用される基準に申請者が適合していない場合は、許可証の発給を拒否することができる。その場合、拒否の理由が明らかにされる。

8-5 許可証の有効期限

許可証は、各年度の12月31日まで効力を有する。ただし、本連盟の規定により他の有効期限を定める許可証については、当該規則に基づく期限までとする。

8-6 許可証の手数料

本連盟が発給する競技許可証の手数料は本連盟の規定による。

8-7 許可証の効力

- 1) 競技参加者許可証および競技運転者許可証は、本人の署名後効力を発する。
- 2) 本連盟によって発行された国際競技参加者許可証または国際競技運転者許可証は、F I Aの全加盟国に有効であり、かつその所持者は本連盟公認の競技会および国際競技会（2-10 参照）に参加し、または運転できる。ただしその場合、4-13 および4-15 が守られねばならず、また4-19 および特別規則によって参加、出場が拒否されることもある。
- 3) 競技運転者許可証の所持者であってもなんらかの運転障害のある場合は、いかなる競技にも出場できない。ただしその場合でもこのことを本連盟に申告したその上で本連盟が発給して

いるときには、その許可証に指定した制限内での競技に出場できる。

- 4) 競技運転者許可証の所持者が、その有効期間中に道路交通法による運転資格を失ったときには当該許可証は無効となり、直ちに本連盟に返還しなければならない。

8-8 許可証の提示

競技参加者または競技運転者は、競技会において、競技役員の要求がある場合にはその所持者の署名のある許可証を提示しなければならない。

8-9 競技運転者の健康管理カード

競技運転者許可証の所持者は、本連盟所定の健康管理カードを所持していなければいかなる競技にも出場することはできない。

8-10 健康管理カードの提示

競技に出場する競技運転者は、競技会において、競技役員の要求がある場合には自己の健康管理カードを提示しなければならない。

8-11 仮名

仮名による競技許可証の発給を申請する場合には、事前に本連盟の承認を必要とする。

仮名で登録された競技許可証の所持者が競技に参加する場合は、必ずその仮名で参加しなければならない。

8-12 競技運転者の変更

記録挑戦以外の競技における競技運転者の変更は、そのことが特

別規則に規定されている場合にのみ許される。プログラムの発行後においては、競技会審査委員会の承認がある場合にのみ可能とする。

8-1 3 競技参加者、競技運転者、その他の関係者の責任

競技参加者は、指名した競技運転者、同乗者またはピット要員のすべての行動に対して責任をとらねばならないが、またこれらの者は、F I A国際競技規則、本規則、競技会特別規則ならびに公式通知を遵守する責任がある。

8-1 4 1 競技より他の競技に参加変更することの禁止

国際競技または国内競技に参加登録した競技参加者、または、それらの競技で運転することを承諾した競技運転者が、その競技に出場せず、かつ、同日他の場所で開催された他の競技に出場した場合には、当該競技の開催日から本連盟が定める期間につき、資格停止（許可証の一時取消）が適用される。ただし、それら一方の競技が外国で開催された場合には、本連盟と当該ASNの間において、課すべき罰則について合意が成立しなければならない。両ASNの間に合意が成立しない場合には、その問題はF I Aに提訴されるものとし、その裁定をもって最終決定とする。

9 自動車

9-1 自動車の分類

本連盟は、記録挑戦の場合を除く国内競技に参加する自動車を国内競技車両規則により区分する。

9-2 識別番号

競技中それぞれの自動車は、特別規則の規定に適合する1個もしくは数個の番号、もしくは標識をきわめて見やすい箇所に表示しなければならない。

9-3 危険な車両

国内競技に出場する自動車は、構造および走行適性ならびに装備について、国内競技車両規則に従わなければならない。

競技会審査委員会は、自動車の構造や状態が危険であると判断した場合には、その自動車を競技から除外することができる。

9-4 防火

競技に出場するすべての自動車は、出火の際、火災がコックピットに侵入することを防止するため、エンジンおよび燃料タンクとコックピットとの間に有効な防護壁を設けていなければならない。

9-5 特定の自動車の資格停止または資格取消

本連盟は、競技参加者または競技運転者がF I A国際競技規則または本規則に違反した場合には、特定の自動車を資格停止または資

格取消処分に付することができる。(11-17 参照)

9-6 自動車の銘柄に対する資格停止または資格取消

本連盟は、自動車の製造者またはその公式代表者が F I A 国際競技規則あるいは本規則に違反した場合には、国内的にその銘柄を資格停止または資格取消処分に付することができる。その資格停止あるいは資格取消処分を国際的に適用する場合には、F I A の裁定委員により決定される。

処分を受けた銘柄の自動車製造者は、本連盟を通じて、裁定委員会の裁定に対して 13 の規定に基づいて F I A に控訴することができる。(F I A 国際競技規則第 10 条 5 項参照)

9-7 車両につける広告

車両につける広告は自由とする。本連盟は、国内で開催される競技会に適用する特別の条件を規定することができる。

9-8 虚偽の広告

競技参加者または団体が競技または記録の広告を行う場合には、発表する成績についての一般条件および特別条件、競技もしくは記録の性質、車両の分類、クラス区分、および、取得した成績を明示しなければならない。公衆に疑義を生ぜしめるような性質の脱漏もしくは付加を行った広告については、その広告の当該競技参加者または団体に対し 11 の罰則を課することができる。

10 競技役員

10-1 競技役員の構成

次の者は競技役員として任命され、かつ、補助員によって補佐させることができる。

競技会審査委員 コース委員

競技長 信号員

レースディレクター スタート審判員

競技会事務局長 決勝審判員

計時委員 審判員 (judges of fact)

技術委員 スタート合図員

車両検査委員 救急委員

補給監察員

10-2 監督権

本連盟は国内で組織されるすべての競技会に対し監督権をもつ。
本連盟は必要に応じ監督者を指名することができる。

10-3 競技役員の組織構成

1) 最小限必要役員

競技会においては、少なくとも競技会審査委員2名、競技長、およびコース・計時・技術の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。

2) レースディレクター

同一タイトルまたは同一内容で開催されるレースには、その全

開催期間をとおしてレースディレクターを任命することができる。任命する場合には、当該レースディレクターの義務と権限を関連競技規則中に明示すること。

10-4 競技役員の任命

本連盟は、自ら主催する競技会、または公認を与えた競技会に対して少なくとも1名以上の競技会審査委員を任命するものとする。その他の役員は、本連盟の承認を得たうえで組織委員会が任命するものとする。

10-5 必要な資格

監督役務を行う競技役員または判定権をもつ審判員は、その任務について資格を有する者の中から選ばれることを要す。これらの競技役員は、競技の成績から直接または間接に利益をうける立場にある商業または産業と係累をもつものであってはならない。

10-6 兼務

1つの競技会において、組織委員会の決定があれば、競技会審査委員を除き同一の者が10-1に掲げる任務の数種につき、そのそれぞれに対する資格を有することを条件として、それらの任務を兼任することができる。

10-7 禁止された任務

いかなる競技役員も、一つの競技会において、それが指名されたもの以外の任務を遂行することはできない。また、いかなる競技役員も、自己が公的任務を行使している競技会の一切の競技に出場す

ることは禁止されるものとする。

10-8 競技役員の報酬

競技会審査委員を除く他の競技役員は、本連盟が別に定める自動車競技に関する申請・登録等手数料規定にしたがって報酬を受けてもよい。

10-9 競技会審査委員会の責任

競技会審査委員会は、本連盟に対して責任を負うものであり、競技会の組織または競技執行に対してなんらの責任をもたない。

本連盟が直接に主催する競技会の場合は、競技会審査委員がオーガナイザーの役務を兼任してもよいが、組織委員会の委員であってはならない。競技会で2つ以上の競技が行われる場合には、競技ごとに別の競技会審査委員会を置くことができる。競技会審査委員会の委員長および委員は、必要に応じ本連盟が任命できる。

10-10 競技会審査委員会の権限

競技会審査委員会は、F I A国際競技規則、本規則、特別規則ならびに公式プログラムの施行について最高権能を有する。競技会審査委員会は、本規則に定めた控訴権の留保（13参照）に基づき、競技会の際、生ずるすべての抗議を裁定するものとする。

競技会審査委員会は、特に次のことを決定することができる。

- 1) 規則に違反の場合適用する罰則を決定すること。（4-3、11-1、11-3、12-10参照）
- 2) 例外的措置として特別規則に変更を加えること。（4-9参照）
- 3) ヒート制分割競技の場合、その構成もしくは競技回数を変更す

ること。(6-9 参照)

- 4) 同着の場合の再スタートを許可すること。(6-10 参照)
- 5) 競技車両および競技運転者の変更を許可すること。(4-25、8-12 参照)
- 6) 審判員から提出された判定の訂正を許可もしくは拒否すること。
(10-20-6 参照)
- 7) 罰則または罰金を課すること。(11-5 参照)
- 8) 出場停止(失格)処分を宣告すること。(11-10 参照)
- 9) 必要な場合、順位に対し修正を加えること。(11-19 参照)
- 10) 危険を生ずる可能性があると考え、あるいは、その事実が競技長から報告された場合、競技運転者または自動車の出場禁止をすること。(9-3 参照)
- 11) 競技参加者または競技運転者が競技参加の資格がないものと認め、あるいは、そのことが競技長もしくは組織委員会から報告され、あるいは、不正行為ありと判断する場合、特定の競技への参加または競技会の期間中の参加を禁止すること、ならびに、責任ある競技役員のコマンドに従わない競技参加者または競技運転者をコース場もしくはその付属施設から排除すること。
- 12) 不可抗力の場合、あるいは保安上緊急の事情のある場合、競技を延期すること、またはコースの一部を変更あるいは取り消すこと。
- 13) 競技運転者および公衆の最大の安全を確保するため、競技長またはオーガナイザーから要求があった場合、スタートラインまたはフィニッシュラインの位置につき、またはその他の一切の問題につき、公式プログラムに変更を加えること。
- 14) 競技中止の決定をすること。

- 15) 競技会審査委員会は、特に必要ならば代理の審査委員を指名することができる。
- 16) レースディレクターが職務を遂行する競技においては、上述の罰則を課すにあたり、レースディレクターからの状況報告を受けることができる。

10-11 競技会審査委員会の報告義務

競技会審査委員会は、競技会の終了後早急に、競技長による報告を含めて（10-13-12 参照）提出された抗議とその処置、勧告文を含むすべての処罰の詳細などとともに、各競技の成績報告書を作成し、署名の上、本連盟に提出する。また、この報告書には、競技会の組織、審査委員会としての権限の行使、および競技会を許可した本連盟がとるべきであったと考えられる運営上の問題点などについて、審査委員会としての見解をも述べるものとする。なお同時に本規則に基づく控訴上申および受け取った控訴料も報告しなければならない。

10-12 競技会審査委員会の報告に基づく本連盟の権限

競技会審査委員会の報告、あるいはその他によって、規則違反や競技結果の不適正または過誤、条件もしくは許可についての不履行、不備、侵害、排除または他の不整合が生じたことを本連盟が知った場合、たとえこれに対する抗議または控訴がなされていないときでも、本連盟はその事情について質す権限を有し、かつ当事者に弁明の機会を与えた後、これを適正化するものとする。また、それに規則違反があると結論づけられるときは、JAFは、モータースポーツ審査委員会に諮り適正とされる罰則を課すものとする。なお、当

該事件の当事者は、これについてモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。ただしその審問は、当該結果の公表後、60日の期限を超えてはならない。

このような審問に関わる裁決に対する控訴は、つぎに該当する場合についてのみ、有効とされる。

- 1) 重大な誤審があったとされるとき。
- 2) その事項が、将来モータースポーツの根幹に関わるものとされるとき。

10-13 競技長の任務

競技長は補助員によって補佐されることができる。競技会が数個の競技を含む場合、各競技毎に別個の競技長を置くことができる。競技長は、公式プログラムに従って競技会の運営について責任を有するものとする。特に、競技長は次のことを行わなければならない。

- 1) 治安の任務を有し、特に公衆の安全について警備するため任命された行政当局と連絡してコースの場所についての秩序を確保すること。
- 2) すべての競技役員が、その部署についていることを確認し、かつ不在者がある場合、そのことを競技会審査委員会に報告すること。
- 3) すべての競技役員が、その任務を遂行するために必要な一切の情報を受けることを確認すること。
- 4) 競技参加者およびその自動車を管制し、かつ、出場停止（失格）もしくは資格停止または資格取消により参加の資格を有さない競技参加者または競技運転者が競技に参加することを防止すること。
- 5) それぞれの自動車、ならびに、必要ならば、それぞれの競技参

加者がプログラムに準拠する識別番号を着装していることを確認すること。

- 6) 指名された競技運転者が該当する自動車に搭乗することを確認し、かつ、すべての自動車をその種目、およびクラスに従って集結配置すること。
- 7) 自動車を所定の順序でスタートラインに進行させ、それを出走させると。
- 8) 競技会審査委員会に対しプログラムの変更についての提案、ならびに競技参加者の不正行為、規則違反、または競技参加者からの抗議についての提案を行うこと。
- 9) 抗議を受理した場合は、それに対し必要な裁定を下す競技会審査委員会に遅滞なく引き継ぐこと。
- 10) 計時委員、技術委員、車両検査委員、コース委員の調書ならびに順位の決定に必要な一切の資料を収集すること。
- 11) 競技結果成績を発表すること。
- 12) 担当した競技に関し、10-11 による最終的報告書の基礎資料を作成し、もしくは、競技会事務局長に作成させ、かつ、それを競技会審査委員会に提出してその承認を得ること。

10-14 競技会事務局長の任務

競技会事務局長は、競技会の組織およびこれに関係ある告示のすべてについて責任を有するものとする。また事務局長は、すべての競技役員がそれぞれの任務について精通し、かつ必要な付帯的資料を具備していることを確認しなければならない。事務局長は、必要ならば各競技の最終的報告書の作成について、競技長を補佐しなければならない。(10-13 参照)

10-15 計時委員の任務

計時委員の主な任務は次のとおりとする。

- 1) 競技会の開始とともに競技長の指揮下に入り、競技長は必要ならば計時委員に対し必要な指示を与えること。
- 2) 競技長から指示を受けた場合、スタートの合図を行うこと。
- 3) 計時に当たって本連盟により承認された計時装置のみを使用し、また 100 分の 1 秒までの計時を必要とする記録に関しては F I A により承認された計時装置のみを使用すること。
- 4) 各競技運転者がコースを完走して得たタイムを確定する。
- 5) 自己の責任において調書を作成し、署名し、かつ、他の一切の必要な書類とともに、競技会の場合には競技長に対し、また記録挑戦もしくはテストの場合には本連盟に対し提出すること。
- 6) 要求があれば、競技会審査委員会もしくは本連盟に対し計時表の原本を提出すること。
- 7) 競技会審査委員会および競技長から指示がない限り、競技会審査委員会および競技長以外の者に、公式タイムまたは成績を通報しないこと。

10-16 技術委員の任務

技術委員は、自動車の機械装置に関するすべての審査を担当する。技術委員は競技長の指揮下に入り次のことを行う。

- 1) 本連盟もしくは組織委員会の要求により競技会開始に先だち、あるいは、競技長の要求により競技会開催中もしくは終了後その検査を実施すること。
- 2) 本連盟が指定した場合、その検査器具を使用すること。

3) その検査の公式結果を本連盟、組織委員会、競技会審査委員会および競技長以外の者に対しては通報しないこと。

技術委員は、その責任において検査報告を作成、署名し、上記の当事者に報告書を提出すること。

10-17 車両検査委員の任務

車両検査委員は、競技長の指揮下に入り自動車の重量、その車体および付属品の寸法、ならびに競技参加者および競技運転者の書類（競技許可証、運転免許証、保険に関する書類など）に関する一切の点検を担当する。車両検査委員の任務は技術委員に委任することができる。車両検査委員は次のことを行わなければならない。

- 1) 本連盟もしくは組織委員会の要求により、競技に先だち、あるいは競技長の要求により、競技開催中において、その任務を遂行すること。
- 2) 本連盟が指定した場合、その検査器具を使用すること。
- 3) 公式検査結果は、本連盟、組織委員会、競技会審査委員会、および競技長以外のものに対しては通報しないこと。
- 4) 車両検査委員は、その自己の責任において報告書を作成、署名し、上記の当事者に報告書を提出すること。

10-18 補給監察員の任務

補給監察員は、競技進行中における自動車の燃料補給についての一切の作業を監察し、かつ、特別規則の該当各項を遵守せしめる任務を有する。また、補給監察員は競技長の指揮のもとに置かれ、競技参加者または競技運転者により行われた一切の違反について、直ちに競技長に対し報告しなければならない。

補給監察員は、各競技の終了後、与えられた指示に従い、競技長に対し文書をもって、その任務に関する報告を行わなければならない。

10-19 コース委員および信号員の任務

1) コース委員は、競技会審査委員会もしくは組織委員会によって定められたコース上の部署につくものとする。コース委員は競技会開始後競技長の指揮下に入り、各自の部署が監視する区域において生ずる一切の事故を、利用し得る方法（電話・信号・伝令・その他）によって直ちに競技長に通報しなければならない。

各競技終了後、コース委員は自己が確認した事故について文書による報告を競技長に提出しなければならない。また、競技中コース委員は競技長の指示があった場合は、自己の監視部署の前を通過する競技車の順位について、またクロードサーキットの場合は、周回ごとの順位について、できるだけ速やかに管制室に報告しなければならない。

2) 信号員は、特に信号旗（F I A国際競技規則付則H項参照）の操作を担当するものとする。信号員は同時にコース委員を兼ねることができる。

10-20 審判員（judges of fact）の任務

1) **スタート審判員**……競技の組織委員会は、スタートを監視するために、1人または数人の審判員を任命することができる。スタート審判員は、反則スタートを確認した場合は直ちにそれを競技長に報告するものとする。

2) **決勝審判員**……競技運転者がフィニッシュラインを通過する順

序を決定する必要がある競技においては、その決定を行うことを担当する決勝審判員を任命する。

- 3) **その他の審判員**……競技運転者が競技中に、あらかじめ定められたラインに接触またはそれを越えたか否かを判定する必要がある競技、あるいは特別規則に定められたその他の事実について判定する必要がある競技においては、1名もしくは複数の審判員がそれらの1つあるいはいくつかの判定を行う。それらの判定を行う審判員の氏名は公式通知掲示板に掲載されなければならない。
- 4) **補助審判員**……各審判員に補佐が必要な場合または審判員を代行させねばならない場合には、そのために1名の補助審判員を任命することができる。ただし、審判員間に意見の不一致が生じた場合には、その最終判定は正式の審判員によってなされるものとする。
- 5) **ビデオあるいは電子システム**……競技会審査委員会は、裁定を下すための一助としてビデオあるいは電子システムを使用することができる。競技会審査委員会は審判員の判定を覆すことができる。
- 6) **誤審**……審判員は誤審を犯したと思った場合はそれを訂正することができるが、競技会審査委員会にそれを提出し承認を得ることが必要とされる。
- 7) **判定されるべき事項**……審判員 (judges of fact) によって判定されることを要する事項は、特別規則に明示しなければならない。(上記3) 参照)
- 8) **報告書**……競技会終了後、各審判員はその判定についての報告書を競技長に対し提出すること。

1 1 罰 則

1 1-1 規則違反

本規則に規定された諸反則とともに次の行為も本規則の違反とみなされる。

- 1) 競技に関する贈賄および収賄行為。
- 2) 当該競技会への参加資格がないことが明白な者、または自動車、あるいは所定の競技許可証を所持してなく、しかも8-1による競技許可証免除の特典も受けていない者が競技会に参加しようと試みるあらゆる行為。
- 3) 競技または自動車スポーツ一般に関連しての不正行為。
- 4) 本連盟または自動車スポーツ一般の利益を阻害する不法行為。

(F I A国際競技規則第12条1項参照)

1 1-2 非公認競技会参加の罰則 (3-6参照)

1 1-3 罰 則

競技会のオーガナイザー、競技役員、競技参加者、競技運転者、同乗者、整備員、助手その他の何人であっても、もしF I A国際競技規則、本規則、競技会特別規則、本連盟の機関誌にて随時公布または改正する本連盟の告示、競技会組織許可付帯条件、公式通知、ならびに特別トラック規定のいずれかに違反するときには、11-4の罰則を課する。(F I A国際競技規則第12条2項条参照)

ドライビングスルーペナルティまたはピットストップペナルティに対する抗議・控訴は認められない。

1 1-4 罰則の種類

1) 罰則は、その軽重に従って次の通りとする。

ただし、罰金と他の罰則は重複して課することができる。

- 訓戒（叱責）
- 罰金
- タイムペナルティ
- 出場停止（失格）（11-9 参照）
- 資格停止（11-11 参照）
- 資格取消（11-13 参照）

上記のタイムペナルティは、分または秒で表示されるペナルティを意味するほか、ドライビングスルーペナルティ、ピットストップペナルティ、あるいは競技結果に対する周回数減算などを含むものとする。

2) 罰則を課する前に、競技会審査委員会または本連盟のモータースポーツ審査委員会は、必要に応じて関係者を召喚する。召喚状は各関係者に直接配布するかまたは所定の宛名に郵送する。（14-4 参照）

競技会審査委員会またはモータースポーツ審査委員会による最初の審問は、12-5 の規定（抗議の審問）に従う。モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会の控訴審査の際の審問は、13-7 の規定（控訴の審問）に従って行われる。

1 1-5 訓戒（叱責）または罰金宣告

訓戒（叱責）または罰金は、競技会審査委員会、モータースポーツ審査委員会、またはモータースポーツ中央審査委員会によって決

定される。ただし罰金の場合、本規則の細則、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定に規定する最高額以内とする。

1 1-6 罰金の支払責任

競技参加者は、要求があれば指名した競技運転者、同乗者などに課される罰金の支払いに対して責任を負わねばならない。もし支払いのない場合は、11-7の規定によって、競技参加者も罰則を受けた者とともに資格停止処分に付される。

1 1-7 罰金の支払期限

罰金は、それが宣告されたときから 48 時間以内に支払わねばならない。支払遅延の場合は、罰金が未納の期間中資格停止処分に付される。

1 1-8 罰金収入の措置

罰金や没収された抗議料または控訴料はすべて本連盟に付託され、本連盟はそれを特別基金に繰り入れる。この基金はモータースポーツ競技の振興、および福祉目的のために使用する。

1 1-9 出場停止（失格）

次の違反があった場合、個人、クラブおよび団体または自動車は出場停止（失格）の処分に付される。

- 1) 競技会審査委員会によって、競技会に参加あるいは関係することを禁止されたとき。
- 2) 競技会に参加している場合で参加資格がないことが判明し、競技会から退去を命じられ、あるいは正当な権威機関によってその

競技の賞にあずかること、競技に関係すること、または競技会に出場することを禁止されたとき。

なお、処罰を課せられた場合、その当人の競技参加料はオーガナイザーが没収する。

1 1-1 0 出場停止（失格）処分の宣告

出場停止（失格）処分の宣告は、競技会審査委員会、モータースポーツ審査委員会、またはモータースポーツ中央審査委員会のいずれかが行い、かつ遡及して施行される。

1 1-1 1 資格停止

- 1) 資格停止処分には、国内に限られるものと国際的に適用されるものがある。
- 2) 個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄についての国内資格停止の場合、一定期間日本国内での競技会に参加し、あるいは関係することを禁止され、国際資格停止の場合はF I A公認のすべての競技会に参加することを禁止される。
- 3) 資格停止期間中は競技会への参加は認められず、かつ参加料は、すべてオーガナイザーが没収する。

1 1-1 2 資格停止の宣言

- 1) 資格停止の宣告は、モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会のみが行うものであり、重大な反則に対して課せられる。
- 2) 国内資格停止処分を受けた場合、競技参加者、競技運転者、または公認審判員許可証所持者は、許可証を本連盟に返納しなければ

ばならない。もし国際競技許可証を所持している場合は、本連盟がそれに「日本国内において無効」と記入し、資格停止期間満了の際これを新しい許可証と交換する。許可証が国内許可証である場合は資格停止期間満了まで本連盟がこれを保管する。

- 3) 国際資格停止処分を受けた場合、競技参加者または競技運転者は、直ちにその許可証を本連盟に返納しなければならない。本連盟は資格停止期間満了の際それを返却する。国際資格停止の宣告と同時に、本連盟はF I Aに報告し、F I Aによってこの宣告を施行するように他のすべてのASNに通告される。
- 4) 処分を受けたもので、もし許可証の返納が遅延した場合には、その期間だけ自動的に資格停止処分が延長される。(F I A国際競技規則第12条9項～11項参照)

11-13 資格取消

- 1) 資格取消処分は、個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄に対し、いかなる競技会にも参加し、または関係することを禁止するものである。
- 2) 資格取消処分は、常に国際的な効力を持ち、国際資格停止の宣告と同様の方法によってF I Aおよび他のすべてのASNに通告される。(11-12-3参照)
- 3) 資格停止処分の場合は、すでに申込を終わったものであっても、すべての競技会への参加資格を喪失し、かつ支払済の参加料はすべてオーガナイザーが没収する。

11-14 資格取消の宣告

- 1) 資格取消の宣告は、モータースポーツ審査委員会またはモータ

ースポーツ中央審査委員会のみが宣告できるものであり、特別に重大な違反に対して課せられる。

2) 資格取消の宣告があった場合、競技参加者、競技運転者、または公認審判員許可証所持者は、直ちに許可証を本連盟に返納しなければならない。(F I A国際競技規則第 12 条 13 項参照)

1 1-1 5 資格停止または資格取消に関する事由申告

資格停止または資格取消の宣告を本連盟から F I A に報告する際には、処罰の事由を申告するものとする。(F I A国際競技規則第 12 条 15 項参照)

1 1-1 6 関連国際スポーツ連盟への通告

国際的に適用される資格停止および資格取消処分は、F I A が定める関係各国際スポーツ連盟に通告される。また各国際スポーツ連盟から F I A に通告のあった資格停止または資格取消についても、F I A が同様に処置する。(F I A国際競技規則第 12 条 14 項参照)

1 1-1 7 自動車の資格停止または資格取消

9-5 および 9-6 の規定によって、特定の自動車またはその銘柄に対して、資格停止または資格取消の宣告をすることができる。

1 1-1 8 賞の喪失

競技会において、出場停止(失格)、資格停止または資格取消処分を受けた競技参加者は、その競技会で賞を受ける権利を失う。

11-19 順位および賞の変更

前条（11-18）が適用される場合、競技会審査委員会は、順位および賞に関する成績の変更を発表し、次着の競技参加者の順位を上げるかどうかを決める。

11-20 罰則の公表

F I Aまたは本連盟は、個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄に対する処罰についての告示を、それが望ましいと思われるとき、その事由を述べて発表または発表させる権限をもつ。

処罰告示を公表された個人もしくは団体は、F I A、本連盟、またはその公示を発表もしくは刊行する者に対して、反対行動をとる権利はない。もし反対行動をとった場合には資格取消処分に付される。

11-21 罰則の赦免

本連盟は、もし適切だと認めるならば、本規則に基づいて課された資格停止処分の未了期間の軽減または資格取消処分の免除をすることができる。

1 2 抗 議

1 2-1 抗議権

抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正当に遂行しなければならない。

複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。

複数の競技参加者は、共同の抗議を提出することはできない。

1 2-2 抗議の提出

競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、本連盟が規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。

抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

1 2-3 抗議の対象および時間制限

競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。

- 1) 競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 2) ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競

技のスタートの1時間前までとする。

- 3) 自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 4) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 5) 競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。

1 2-4 抗議の裁定

競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、本規則によって本連盟のモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

1 2-5 抗議の審問

競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。

競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。

競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議、裁定することができる。

裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

1 2-6 受け付けられない抗議

10-20 に掲げる審判員 (judges of fact) がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。

複数の競技参加者に対する単一の抗議は受け付けられない。
複数の競技参加者による共同の抗議は受け付けられない。

1 2-7 賞の授与

- 1) 賞の授与は、競技成績の発表後 30 分経過するまで行ってはならない。
- 2) 抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。
- 3) 賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。

1 2-8 再競技

競技会審査委員会または本連盟のいずれも再競技を命ずる権限はない。ただしその競技がなんらかの事情で未成立となった場合限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。

1 2-9 裁 定

抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、本規則 13 章に基づいて控訴する権利を有する。

1 2-1 0 無根拠もしくは邪意による抗議の禁止

- 1) 抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。

2) 邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。

1 3 控 訴

1 3-1 権限の範囲

本連盟は、14-2に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。

1 3-2 控訴権

1) 競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、本連盟のモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。

(1) 自らに課された罰則または決定に不服の場合

(2) 自ら提出した抗議の裁定に不服の場合

なお、本連盟自体が主催する競技会の場合は、本連盟のモータースポーツ中央審査委員会によって審問され、裁定される。

控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から1時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続き 13-3、13-4、控訴時間制限 13-5を参照）

2) 当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらためて13-5-3)に従い本連盟のモ

ータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。

- 3) 11-1-3) あるいは4) 等の規則違反によりモータースポーツ審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、13-5-3) に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。
- 4) 国内で行われる競技会については、本連盟の許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。
- 5) 本連盟の許可証所持者が国外の競技会の判定に抗議し、その競技会審査委員会の裁定に不満をもつ場合、それをF I Aに国際控訴するか否かの決定は本連盟が行う。

1 3-3 国内控訴の手続

本連盟のモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴する意思および理由を示す文書、および本連盟が定める控訴料を添えて 13-5 に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。

控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。

1 3-4 国際控訴の手続

- 1) F I A国際競技規則およびその付則が適用される国際格式の競技では、F I A世界選手権を除き、本連盟の許可証所持者は日本国内において開催される国際競技会で生じた紛争の裁定に不満でも、それをあらためてF I Aに国際控訴することはできない。
- 2) 13-2-5) によりF I Aに控訴する場合は、控訴人または正当な代理人の署名した、控訴の趣旨および理由を示す文書、およびF I Aの定める国際控訴料金を添えて規定の時間内に競技会審査

委員会に提出しなければならない。

F I Aに国際控訴するか否かは本連盟のみが決定する。

1 3-5 控訴の時間制限

- 1) 競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服として本連盟のモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より1時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
- 2) 控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より4日以内に直接本連盟に提出することができる。

この手続きは同期間内に本連盟あてのファクシミリ、eメールまたは郵送で行うことができる。

所定の期間内に控訴の理由書の提出がなされなかった場合は、その控訴は断念されたものとみなされ、すでに支払われた控訴料については返還されない。
- 3) 提出した控訴が本連盟のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服として本連盟のモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料を本連盟モータースポーツ中央審査委員会あてに提出しなければならない。
- 4) 国外での競技参加でF I Aに国際控訴する場合は、F I A裁判および懲罰規定に従い、競技会審査委員会の裁定が公表されてか

ら 96 時間以内に本連盟から I C A（国際控訴審判所）事務局に控訴する旨の通知を送付するものとする。その際、I C A に対して控訴料が支払われたことを証明する書類を添付する。この手続きがとられたことを条件に、I C A から指定された期限内に控訴趣意書を I C A 事務局に送付する。それを考慮して本連盟に手続きをしなければならない。

- 5) 国際シリーズの一部となる競技に参加し、競技会審査委員会の裁定を不服とし控訴を行う場合は、競技参加者は裁定から 1 時間以内に書面をもって競技会審査委員会に控訴をする旨の意思を表示し、競技会審査委員会の裁定が公表されてから 96 時間以内に当該シリーズの認可を要請した A S N に対して、控訴理由書と控訴料が支払われたことを証明する書類を添えて提出しなければならない。控訴を受理した A S N の控訴審判所は提出された控訴を裁定する権限を有し、「F I A 裁判と懲罰規定」に従って I C A に裁定に対する控訴を直接提訴する権利を留保される。

1 3-6 控訴中の資格の効力

モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係なく効力を発揮し実施される。

1 3-7 控訴の審問

本連盟のモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日からレースの場合は 30 日以内に、その他競技または自動車スポーツ全般に関する紛争の場合は 90 日以内に審問が行われ裁定される。（F I A 国際競技規

則第 14 条 3 項参照)

審問の通知は関係者に対する確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、通告した関係者が出席しない場合でも審議を行いその裁定をすることができる。

また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より 7 日以内に書面により本連盟に対して事情聴取を要請するものとする。

1 3-8 控訴に対する裁定

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができるが、再競技を命ずることはできない。

1 3-9 控訴料および経費

控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

1 3-10 裁定の公表

F I A または本連盟は、控訴に関する裁定を公表し、または発表

させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、F I Aまたは本連盟、告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

1 4 規則の施行

1 4-1 規則の解釈

本連盟は、F I A国際競技規則または本規則の解釈に関して、日本国内に起こる諸問題を解決し、それを決定する権限を保有する。ただしその場合、13-2および13-4に基づく控訴権は認められる。

1 4-2 本連盟の権限行使

- 1) 本連盟は、モータースポーツ審査委員会を構成し、F I A国際競技規則によって本連盟に与えられ、かつ本規則に則って行使される司法権および付帯する機能（抗議もしくは控訴の審問または本規則の違反に対して課される罰則の決定など）をこれに付託できる。ただし本連盟は必要に応じて事由を述べることなくこの構成員の氏名を取消することができる。
- 2) 本連盟理事会は、日本国内における自動車競技で発生した紛争で、本連盟理事会が審議すべき問題を処理するため5名以上のモータースポーツ中央審査委員を指名することができる。モータースポーツ中央審査委員会の司法権または機能は、本規則に基づく控訴による場合、最終的決定権をもつものとして行使される。
- 3) モータースポーツ審査委員会、モータースポーツ中央審査委員会もしくはJ A Fのモータースポーツ関係委員会の委員であっても、当該競技会で競技参加者、競技運転者または競技役員として参画した者、または当該諸紛争の決定に、すでに関係している者は司法的決定に参画することはできない。

1 4-3 規則の変更

本連盟は、必要に応じて本規則を適宜変更する権限または同細則を改正する権限を保有する。ただしこれらの改変については、すべてF I A国際競技規則の定めるところによってF I Aに報告しなければならない。

1 4-4 通 達

- 1) 本規則に則って行われる本連盟への通知は、すべて次の宛先に送付されなければならない。

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号

一般社団法人 日本自動車連盟 (J A F)

モータースポーツ部

電 話 : 03 (3578) 4936

F a x : 03 (3578) 4937

E-Mail : sports@o3.jaf.or.jp

- 2) 本規則に則って競技参加者または競技運転者に対して発送される通知は、その参加申込書に記入される住所宛に送られる。また本連盟発行の許可証所持者に対して発送される通知は、登録されている住所宛に送付される。

オーガナイザーまたは組織委員会に対する通知は、組織許可申請書に記入された住所宛に送られ、また組織許可を必要としない行事の場合は、本連盟に対して行事の通知、その他で知らされた行事を組織する団体の事務局に送られる。

本規則に基づく控訴人に送られる通知は、控訴上申書に記入される住所宛に送られる。

14-5 本規則の発効日

本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、2023年1月1日より施行する。